

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第736号 平成26年5月16日

時間外手当ゼロ？

安倍総理大臣は、4月22日に開かれた政府の経済財政諮問会議と産業競争力会議との合同会議において、労働時間規制の緩和を検討するよう指示しました。

この安倍総理の指示は、産業競争力会議の民間議員である長谷川閑史氏（経済同友会代表幹事）の提案を念頭に置いたものといわれていますので、まず、長谷川氏が提案している内容について、概略を整理しておきます。

長谷川氏の提案は、概ね次の様なものです。

- 多様で柔軟な働き方を可能にする、新たな労働時間制度を創設する。
- 労働時間ではなく、成果を労働管理の基本とする。

こうした基本的な考え方を踏まえた、新しい労働時間制度のイメージは、AタイプとBタイプの2つあり、その概要は以下の通りです。

Aタイプ

一定の労働時間の上限、年休取得の下限等の量的規制を労使合意で選択する。

国が対象者の範囲や年間労働時間の上限を示し、従業員の健康への配慮措置を設けた上で労使合意により対象職種を決定する。

職務経験が浅い等労働時間を自己の能力で管理できない者等は、対象とすることができない。

Bタイプ

職務遂行手法や労働時間配分等は個人の裁量に委ね、柔軟な対応を可能とする。

対象者は、年収が概ね1千万円以上で、高度な職業能力を有し、自律的かつ創造的に働きたい社員が、任意に本制度の利用を選択する。

皆さんもご承知の様に、労働基準法では労働時間の原則を1日8時間、週40時間と定め、それを超える場合は時間外勤務手当等割増賃金の支払いを義務付けています。ただし、上級管理職や研究職等一部の労働者については、例外として割増賃金を支払わなくても良い事になっていますので、長谷川氏の提案は、この例外として割増賃金を支払わなくても良い対象範囲を拡大しようというものです。

実は、労働時間を自己裁量とする代わりに時間外勤務手当等の割増賃金は支払われないという「ホワイトカラー・エグゼンプション」については、第一次安倍政権において導入しようとしたものです。その時は長時間労働や過労死を招くといった労働組合等からの反発が強く見送られたのですが、表紙を変えて再び登場して来た

という訳です。

使用者側からすれば、割増賃金の負担軽減に繋がりますので当然歓迎だと思えます。しかし、今でもサービス残業が横行し、多くの過労死が生じている中で、労働時間に関する規制緩和は働く者にとって改善といえるものなのかどうか、慎重に検討すべきだと思います。

自由な働き方を選択する事、また、成果によって賃金が決まるという事は、今日の社会情勢からすれば合理的といえるでしょう。しかし、一方では、これまで多様な働き方を可能にするという名目で雇用規制が緩和されて来たものの、結局は、非正規労働者が増え、低賃金のまま働かざるを得ず、将来に夢の持てない若者達が増えている現状も直視する必要があります。

多様な働き方というのは、「同一労働、同一賃金」が確保されて初めて意味を持つので、依然として正規労働者と非正規労働者との間で勤務条件に大きな格差がある中では、絵に描いた餅といわざるを得ないと思います。

作家の高橋源一郎氏が「ブラック化する、この国」と題する一文を朝日新聞（4月24日付）に掲載しています。ブラック企業の存在は、今や社会問題となっていますが、日本の国自体が、働く人々を駒の様に使い捨てにしようとしているのではないかと、懸念しています。

日本が、再び輝ける日本になるためには、少なくとも、若い人達が夢と希望を持って働ける社会にすべきであり、そうしない限り、日本の将来はないと思います。

（塾頭：吉田 洋一）